

⑩住宅用太陽光発電システム設置費の一部を補助します

市では、太陽光発電システムの設置費補助に対し、追加の補助を行います。については抽選参加申込の受付を開始します。

申込みできる方（次のいずれにも該当する方）

- （１）市内に住所を有する方または市内に住所を定めようとする方のうち、補助金交付時までに笠間市内に住所を定めることができる方。
- （２）自ら居住する住宅（店舗等の併用住宅を含む）に補助対象設備を設置する方および自ら居住するために市内に補助対象設備付き住宅を購入する方。
- （３）市町村税を滞納していない方。
- （４）市から、補助金交付に関する決定通知があつてから設置工事を開始する方。
- （５）補助申請に係るすべての手続きを平成24年3月20日までに完了することができる方。

注意点

- （１）補助金交付者は抽選により決定します。抽選日は10月26日（水）午前10時から笠間市役所大会議室にて行います。
※ただし、抽選申込者が予算額に満たない場合は、申込者全員の申請を受け付けます。
- （２）市からの補助金交付決定通知前に補助対象機器の設置工事を開始した場合には、補助金の交付は受けられません。（補助金交付決定は、設置費補助金申請後、2週間程度かかります。）
- （３）平成24年3月20日までに完了することができなかつた場合には、補助金の交付は受けられません。

受付期限 10月21日（金）（土日・祝日を除く）

受付窓口 環境保全課、笠間支所地域課、岩間支所地域課

申請書類 設置費補助希望（抽選参加）申込書

※申込書は笠間市公式ホームページからダウンロードできます。また、各窓口でも配布しています。

【補助内容】

太陽光発電システム	
補助対象	電力会社と電力受給契約および余剰電力の販売契約をしているもので、太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kW未満の住宅用太陽光発電システムの設置。
補助金額	1kWあたり60,000円 (限度額250,000円)

問 環境保全課（内線125）

⑫『広報かさま9月号』訂正とお詫び

先日発行しました「広報かさま9月号」28ページ『子育て支援センター10月の行事のご案内』の日程に誤りがありました。読者の皆様および関係各位にお詫びを申し上げ訂正いたします。

	日時	会場	行事内容
誤	10/19(水) 10:30~11:30	くりのこ 市民センターいわま内	楽しく体を動かそう
	10/20(木) 10:00~11:00	そだちの和 みか保育園敷地内別棟	保健相談
	10/21(金) 14:00~15:00	そだちの和 みか保育園敷地内別棟	栄養相談
正	10/17(月) 10:30~11:30	くりのこ 市民センターいわま内	楽しく体を動かそう
	10/18(火) 10:00~11:00	そだちの和 みか保育園敷地内別棟	保健相談
	10/19(水) 10:00~11:00	そだちの和 みか保育園敷地内別棟	栄養相談

問 子ども福祉課（内線164）

⑧ページ **小中学生の登下校の見守りをお願いします。**

⑥10月から子ども手当制度が変わります

平成23年10月から支給額等が以下のとおりに変わります。これに伴い、**全支給対象者の方から新たに届出をいただく必要がありますので、11月末日までに申請をしてください。**

なお、該当する方へは各ご家庭へ申請書を送付します。（10月17日発送予定）

＜支給月額＞

期間	新たな制度 平成23年10月～平成24年3月		現行 平成23年4月～9月			
	法律	特別措置法		つなぎ法		
支給月額	3歳未満	15,000円		13,000円		
	3歳から 12歳	第1子	10,000円			
		第2子	10,000円			
		第3子以降	15,000円			
中学生	10,000円					
支給日	10～1月分	2～3月分	4～5月分	6～9月分		
	H24.2.10（予定）	H24.6.8（予定）	支給済み	H23.10.7（予定）		

＜一斉受付期間＞ 10月20日（木）～10月31日（月）

＜一斉受付場所＞

受付場所	受付時間	備考
本所ロビー特設会場	午前9時～午後5時	10/26（水）は午後7時まで受け付けます。
笠間支所福祉課	午前9時～午後5時	10/27（木）は午後7時まで受け付けます。
岩間支所福祉課	午前9時～午後5時	10/25（火）は午後7時まで受け付けます。

※上記受付期間にお越しいただけない場合は、子ども福祉課または各支所福祉課で随時受付をしていますので11月末日までに申請してください。

＜申請書類＞ ・子ども手当認定請求書（各ご家庭に郵送します）

・請求者※の保険証のコピー

・請求者※名義の口座情報の確認ができる通帳のコピー等

※通帳のコピー等は、9月末日時点で子ども手当を笠間市で受給していた方で同口座に振込希望の場合は省略可

※請求者とは・・・

父母のうちの生計中心者です。具体的には、ご夫婦のうち収入の高い方、お子さんを扶養にとられている方です。

＜注意事項＞

- ・平成24年3月31日までに申請をすれば10月分からさかのぼって受給できますが、申請が遅れると2月の支給に間に合わない可能性がありますので、11月末日までに申請をしてください。
- ・施設入所児童については、10月分以降は入所施設への支給となります。（保護者の方への支給はありません）
- ・国外に居住する児童への支給は、10月分以降はありません。（留学を除く）

問 子ども福祉課（内線164）